

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：阿木川		水源種別：表流水											採水の場所：大井町大井長島				
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由		
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可		
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可		
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	新規項目のため省略不可		
21 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
26 ジブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromozジクロロメタン及びブromokホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
30 ブromozジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
31 ブromokホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
33 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
34 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
35 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
36 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
37 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
38 マンガン及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	基準値の5分の1以下だが、毎月検査		
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
41 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
42 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	発生時期に月1回			○	○	○	○	○	○					6	水源がダム湖水であるため		
44 1・2・7・7'-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	発生時期に月1回			○	○	○	○	○	○					6	水源がダム湖水であるため		
45 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
46 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
47 有機物(全有機炭素(TOC)の)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		

項目数 10 23 12 12 52 12 12 25 10 10 23 10 211

水質検査委託内容・委託機関名称  
 水道法第20条の登録機関に委託(2025年度は、(株)総合保健センターに委託)  
 検便検査月 6. 12月  
 毎日検査実施場所(水質モニターに委託) ①大井町大井長島 ②長島町中野乗越

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岐阜県東部広域水道（雀子ヶ根）		水源種別：表流水		採水の場所：大井町奥戸											
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	年1回	○												1	全量を県水受水のため
21 ベンゼン	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎	○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 ジブromokロロメタン	3ヶ月毎	○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 臭素酸	3ヶ月毎	○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromozジクロロメタン及びブromokホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブromozジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ブromokホルム	3ヶ月毎	○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33 亜鉛及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
35 鉄及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回	○												1	水源が表流水であるため
44 1・2・7・7'-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回	○												1	水源が表流水であるため
45 非イオン界面活性剤	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
47 有機物（全有機炭素（TOC）の	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 52 9 9 21 9 9 21 9 9 21 9 187

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、(株)総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①大井町元越

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岐阜県東部広域水道（正家）

水源種別：表流水

採水の場所：東野中切

水質基準項目	検査回数	年間												理由			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	新規項目のため省略不可
21 ベンゼン	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 ジブromokロロメタン	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 臭素酸	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromozジクロロメタン及びブromokホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブromozジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ブromokホルム	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33 亜鉛及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
35 鉄及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回	○														1	水源が表流水であるため
44 1・2・7・-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回	○														1	水源が表流水であるため
45 非イオン界面活性剤	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 52 9 9 22 9 9 22 9 9 22 9 190

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託(2025年度は、(株)総合保健センターに委託)

毎日検査実施場所(水質モニターに委託) ①東野南天王前 ②三郷町野井大沢 ③三郷町野井大沢 ④長島町永田桜台 ⑤長島町正家鍋山

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岐阜県東部広域水道（武並）

水源種別：表流水

採水の場所：武並町竹折美濃

水質基準項目	検査回数	年間												理由			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	年1回	○														1	全量を泉水受水のため
21 ベンゼン	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 ジブromokロロメタン	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 臭素酸	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromozジクロロメタン及びブromokホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブromozジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ブromokホルム	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○				○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33 亜鉛及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
35 鉄及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回	○														1	水源が表流水であるため
44 1・2・7・-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回	○														1	水源が表流水であるため
45 非イオン界面活性剤	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回	○														1	基準値の5分の1以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 52 9 9 21 9 9 21 9 9 21 9 187

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託(2025年度は、(株)総合保健センターに委託)

毎日検査実施場所(水質モニターに委託)

①武並町藤花の木 ②長島町久須見千田 ③長島町中野槇ヶ根 ④武並町藤山足 ⑤長島町久須見茂立

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岐阜県東部広域水道（月沢 水源種別：表流水

採水の場所：瑞浪市釜戸町平山

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	年1回	○												1	全量を県水受水のため
21 ベンゼン	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 ジブromokロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromozジクロロメタン及びブromohホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブromozジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ブromohホルム	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33 亜鉛及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
35 鉄及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回	○												1	水源が表流水であるため
44 1・2・7・7'-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回	○												1	水源が表流水であるため
45 非イオン界面活性剤	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回	○												1	基準値の5分の1以下
47 有機物（全有機炭素（TOC）の	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 52 9 9 21 9 9 21 9 9 21 9 187

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、(株)総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①武並町竹折洞 ②三郷町野井西組 ③三郷町佐々良木三共 ④三郷町佐々良木深瀬

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：番屋川		水源種別：表流水												採水の場所：東野小野川	
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	基準値の5分の1超過
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	新規項目のため省略不可
21 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 ジブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromokロロメタン及びブromokロホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ブromokロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
35 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため
44 1・2・7・7'-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため
45 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	23	9	9	52	9	9	23	9	9	23	9	193	

水質検査委託内容・委託機関名称  
 水道法第20条の登録機関に委託(2025年度は、(株)総合保健センターに委託)

毎日検査実施場所(水質モニターに委託) ①東野小野川

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：名場居川（飯地浄水場）		水源種別：表流水		採水の場所：飯地町杉之沢											
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
15	1・4-ジオキサン	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	3ヶ月毎			○			○					○	4	新規項目のため省略不可
21	ベンゼン	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
22	塩素酸	3ヶ月毎			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24	クロロホルム	3ヶ月毎			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27	臭素酸	3ヶ月毎			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31	ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
34	アルミニウム及びその化合物	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
35	鉄及びその化合物	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
36	銅及びその化合物	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
37	ナトリウム及びその化合物	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
38	マンガン及びその化合物	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
39	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
41	蒸発残留物	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
42	陰イオン界面活性剤	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
43	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回						○						1	水源が表流水であるため
44	1・2・7-トリメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回						○						1	水源が表流水であるため
45	非イオン界面活性剤	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
46	フェノール類	年1回					○							1	基準値の5分の1以下
47	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
		項目数	9	9	22	9	9	52	9	9	22	9	9	22	190

水質検査委託内容・委託機関名称  
 水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①飯地町五明 ②飯地町入野 ③飯地町南 ④飯地町杉之沢

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：中野方川（中野方浄水場）

水源種別：湖沼

採水の場所：中野方町第二区

No.	水質基準項目	検査回数	年間												理由			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○				○		4	基準値の5分の1超過
7	ヒ素及びその化合物	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎			○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
15	1・4-ジオキサン	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎			○			○			○					○	4	新規項目のため省略不可
21	ベンゼン	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
22	塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24	クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27	臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎			○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31	ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
34	アルミニウム及びその化合物	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
35	鉄及びその化合物	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
36	銅及びその化合物	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
37	ナトリウム及びその化合物	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
38	マンガン及びその化合物	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
39	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
41	蒸発残留物	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
42	陰イオン界面活性剤	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
43	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年4回						○	○	○	○						4	水源がダム湖水であるため
44	1・2・7-7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年4回						○	○	○	○						4	水源がダム湖水であるため
45	非イオン界面活性剤	年						○									1	基準値の5分の1以下
46	フェノール類	年1回						○									1	基準値の5分の1以下
47	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 9 23 9 11 52 11 11 23 9 9 23 199

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①中野方町第八区 ②中野方町第九区 ③中野方町第二区 ④笠置町河合道木

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：新田川、店川（毛呂窪浄水場）

水源種別：表流水（2箇所）

採水の場所：笠置町毛呂窪榎杭

No.	水質基準項目	検査回数	年												年間	理由		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
15	1・4-ジオキサン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	新規項目のため省略不可
21	ベンゼン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
22	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31	プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
34	アルミニウム及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
35	鉄及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
36	銅及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
37	ナトリウム及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
38	マンガン及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
39	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
41	蒸発残留物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
42	陰イオン界面活性剤	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
43	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回					○										1	水源が表流水であるため
44	1・2・7・7'-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回					○										1	水源が表流水であるため
45	非イオン界面活性剤	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
46	フェノール類	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
47	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数			9	22	9	9	52	9	9	22	9	9	22	9	9	190		

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①笠置町毛呂窪中田 ②笠置町毛呂窪森下

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岩村川、栗の木平沢（岩村浄水場）		水源種別：表流水（2箇所）		採水の場所：岩村町飯羽間湯平												
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由	
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シア	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
15	1・4-ジオキサン	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	新規項目のため省略不可
21	ベンゼン	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
22	塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24	クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27	臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31	ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
34	アルミニウム及びその化合物	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
35	鉄及びその化合物	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
36	銅及びその化合物	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
37	ナトリウム及びその化合物	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
38	マンガン及びその化合物	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
39	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
41	蒸発残留物	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
42	陰イオン界面活性剤	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
43	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年4回				○									1	水源の上流に湖沼がないため
44	1・2・7-トリメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年4回				○									1	水源の上流に湖沼がないため
45	非イオン界面活性剤	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
46	フェノール類	年1回				○									1	基準値の5分の1以下
47	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	22	9	9	52	9	9	22	9	9	22	9	190		

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①岩村町本町 ②岩村町菅沼 ③岩村町大根洞 ④岩村町新町

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：富田川（富田浄水場）

水源種別：湖沼

採水の場所：岩村町富田中富

項目	水質基準項目	検査回数	年間												理由			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シア	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
15	1・4-ジオキサン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	新規項目のため省略不可
21	ベンゼン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
22	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
34	アルミニウム及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
35	鉄及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
36	銅及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
37	ナトリウム及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
38	マンガン及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
39	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
41	蒸発残留物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
42	陰イオン界面活性剤	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
43	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年4回			○	○	○	○									4	水源の岩村ダムに藻類が発生しやすい時期に検査を行う
44	1・2・7-トリメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年4回			○	○	○	○									4	水源の岩村ダムに藻類が発生しやすい時期に検査を行う
45	非イオン界面活性剤	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
46	フェノール類	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
47	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 22 11 11 52 11 9 22 9 9 22 9 196

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターへの委託） ①岩村町新市場 ②岩村町飯羽間下本郷 ③岩村町飯羽間中切

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：亀割川（兼平浄水場）		水源種別：表流水										採水の場所：山岡町上手向									
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由						
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可						
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可						
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
15 1・4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	新規項目のため省略不可						
21 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
22 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
24 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
27 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
31 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
33 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
34 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
35 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
36 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
37 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
38 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
41 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
42 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回						○							1	水源の上流に湖沼がないため						
44 1・2・7・-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回						○							1	水源の上流に湖沼がないため						
45 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
46 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下						
47 有機物（全有機炭素（TOC）の測定値）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
項目数		9	9	22	9	9	52	9	9	22	9	9	22	190							

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、嶺総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①山岡町馬場山田 ②山岡町上手向 ③山岡町上手向 ④山岡町原

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：土岐坂川（下手向浄水場） 水源種別：表流水

採水の場所：山岡町釜屋

水質基準項目	検査回数	年間												理由		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	新規項目のため省略不可
21 ベンゼン	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33 亜鉛及びその化合物	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
35 鉄及びその化合物	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回						○								1	水源の上流に湖沼がないため
44 1・2・7・-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回						○								1	水源の上流に湖沼がないため
45 非イオン界面活性剤	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
47 有機物（全有機炭素（TOC）の測定値）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	22	9	9	52	9	9	22	9	9	22	190		

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、嶺総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①山岡町下手向 ②山岡町釜屋

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：郭好川（笹平浄水場）		水源種別：表流水										採水の場所：山岡町田代						
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由			
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可			
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可			
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
15 1・4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	新規項目のため省略不可			
21 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
22 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
24 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
27 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
31 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
33 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
34 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
35 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
36 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
37 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
38 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので、検査回数の減は不可			
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
41 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
42 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回						○							1	水源の上流に湖沼がないため			
44 1・2・7・-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回						○							1	水源の上流に湖沼がないため			
45 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
46 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
47 有機物（全有機炭素（TOC）の濃度）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
項目数		9	9	22	9	9	52	9	9	22	9	9	22	190				

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、(株)総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①山岡町田代

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：佐々良木川支流、井戸水（久保原浄水場）		水源種別：表流水(1箇所)・深井戸（3箇所）											採水の場所：山岡町久保原			
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理	由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		毎月検査省略不可(井戸ヒ素値確認のため)
8	六価クロム化合物	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎			○		○			○			○	4		3ヶ月に1回、省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		毎月検査省略不可(井戸フッ素値確認のため)
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
15	1・4-ジオキサン	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	3ヶ月毎			○		○			○			○	4		新規項目のため省略不可
21	ベンゼン	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
22	塩素酸	3ヶ月毎			○		○			○			○	4		3ヶ月に1回、省略不可項目
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○		○			○			○	4		3ヶ月に1回、省略不可項目
24	クロロホルム	3ヶ月毎			○		○			○			○	4		3ヶ月に1回、省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○		○			○			○	4		3ヶ月に1回、省略不可項目
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○		○			○			○	4		3ヶ月に1回、省略不可項目
27	臭素酸	3ヶ月毎			○		○			○			○	4		3ヶ月に1回、省略不可項目
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎			○		○			○			○	4		3ヶ月に1回、省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○		○			○			○	4		3ヶ月に1回、省略不可項目
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○		○			○			○	4		3ヶ月に1回、省略不可項目
31	ブロモホルム	3ヶ月毎			○		○			○			○	4		3ヶ月に1回、省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○		○			○			○	4		3ヶ月に1回、省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
34	アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎			○		○			○			○	4		基準値の5分の1超過
35	鉄及びその化合物	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
36	銅及びその化合物	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
37	ナトリウム及びその化合物	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
38	マンガン及びその化合物	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
39	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		自動連続測定していないので、検査回数の減は不可
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
41	蒸発残留物	3ヶ月毎					○							1		基準値の5分の1以下
42	陰イオン界面活性剤	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
43	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○						1		水源の上流に湖沼がないため
44	1・2・7・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○						1		水源の上流に湖沼がないため
45	非イオン界面活性剤	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
46	フェノール類	年1回					○							1		基準値の5分の1以下
47	有機物(全有機炭素(TOC)の)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		自動連続測定していないので検査回数の減不可
52	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		11	11	25	11	11	52	11	11	25	11	11	25	215		

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①山岡町久保原 ②山岡町久保原

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：門野川（石原田浄水場）		水源種別：表流水（2箇所）												採水の場所：明智町新町二丁目				
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由			
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可			
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可			
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	新規項目のため省略不可			
21 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
31 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
41 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため			
44 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため			
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
46 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下			
47 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
		項目数	9	22	9	9	22	9	9	52	9	9	22	9	190			

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、株総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町 ②明智町 ③明智町 ④明智町  
⑤明智町 ⑥明智町

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：横山川（吉良見浄水場）		水源種別：表流水												採水の場所：明智町吉良見	
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	新規項目のため省略不可
21 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため
44 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
47 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
		項目数	9	22	9	9	22	9	9	52	9	9	22	9	190

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町吉良見

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：井戸水（矢請浄水場）		水源種別：浅井戸											採水の場所：明智町		
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎	○				○						○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
15	1・4-ジオキサン	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎	○				○						○	4	新規項目のため省略不可
21	ベンゼン	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
22	塩素酸	3ヶ月毎	○				○						○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎	○				○						○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24	クロロホルム	3ヶ月毎	○				○						○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○				○						○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○				○						○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27	臭素酸	3ヶ月毎	○				○						○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○				○						○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○				○						○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○				○						○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31	ブロモホルム	3ヶ月毎	○				○						○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○				○						○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
34	アルミニウム及びその化合物	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
35	鉄及びその化合物	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
36	銅及びその化合物	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
37	ナトリウム及びその化合物	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
38	マンガン及びその化合物	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
39	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
41	蒸発残留物	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
42	陰イオン界面活性剤	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
43	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回											○	1	水源が井戸のため
44	1・2・7・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回											○	1	水源が井戸のため
45	非イオン界面活性剤	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
46	フェノール類	年1回							○					1	基準値の5分の1以下
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	22	9	9	22	9	9	52	9	9	22	9	190	

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町大田

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：峰山川（静波浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：明智町

項目	水質基準項目	検査回数	年間												理由			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
15	1・4-ジオキサン	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	新規項目のため省略不可
21	ベンゼン	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
22	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
34	アルミニウム及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
35	鉄及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
36	銅及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
37	ナトリウム及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
38	マンガン及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
39	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
41	蒸発残留物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
42	陰イオン界面活性剤	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
43	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回													○		1	水源の上流に湖沼がないため
44	1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回													○		1	水源の上流に湖沼がないため
45	非イオン界面活性剤	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
46	フェノール類	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 22 9 9 22 9 9 52 9 9 22 9 190

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、嶺総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町東方 ②明智町杉野

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：渓流水（柏尾浄水場）		水源種別：表流水												採水の場所：明智町		
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由	
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	新規項目のため省略不可	
21 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
41 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため	
44 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため	
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
46 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
47 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
		項目数	9	22	9	9	22	9	9	52	9	9	22	9	190	

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町横通

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：青柏川（横通浄水場）		水源種別：表流水													採水の場所：明智町横通		
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由		
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可		
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可		
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	新規項目のため省略不可		
21 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
26 ジブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromokロロメタン及びブromokホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
30 ブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
31 ブromokホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
41 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため		
44 1・2・7-トリメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため		
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
46 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下		
47 有機物（全有機炭素（TOC）の値）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
		項目数	9	22	9	9	22	9	9	52	9	9	22	9	190		

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町阿妻

2026年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：恵那市

水道水源名：戸中沢（戸中浄水場）		水源種別：表流水		採水の場所：串原柿畑											
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	基準値の5分の1超過
8 六価クロム化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	新規項目のため省略不可
21 ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 ジブromokロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromojkロロメタン及びブromohホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブromojkロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ブromohホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33 亜鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
35 鉄及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため
44 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため
45 非イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
47 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 23 9 9 23 9 9 52 9 9 23 9 9 193

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、株総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①串原

2026年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岩倉川（岩倉浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：串原大野

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	新規項目のため省略不可
21 ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33 亜鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
35 鉄及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため
44 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため
45 非イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
47 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 22 9 9 22 9 9 52 9 9 22 9 9 190

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①串原

2026年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：恵那市

水道水源名：中沢川（中沢浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：串原中沢

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	新規項目のため省略不可
21 ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 ジブromokロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromokジクロロメタン及びブromokホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブromokジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ブromokホルム	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33 亜鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
35 鉄及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため
44 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため
45 非イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
47 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 22 9 9 22 9 9 52 9 9 22 9 9 190

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①串原

2026年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：恵那市

水道水源名：井戸水（閑羅瀬浄水場）

水源種別：浅井戸

採水の場所：串原川ヶ渡

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎	○			○								○	4	基準値の5分の1超過
13 ホウ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	新規項目のため省略不可
21 ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33 亜鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
35 鉄及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回							○						1	水源が地下水であるため
44 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回							○						1	水源が地下水であるため
45 非イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
47 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 23 9 9 23 9 9 52 9 9 23 9 9 193

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、株総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①串原

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：白井沢（上矢作浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：上矢作町本郷

項目	水質基準項目	検査回数	年間												理由			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
15	1・4-ジオキサン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	新規項目のため省略不可
21	ベンゼン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
22	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
34	アルミニウム及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
35	鉄及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
36	銅及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
37	ナトリウム及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
38	マンガン及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
39	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
41	蒸発残留物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
42	陰イオン界面活性剤	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
43	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回					○										1	水源の上流に湖沼がないため
44	1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回					○										1	水源の上流に湖沼がないため
45	非イオン界面活性剤	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
46	フェノール類	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
47	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 22 9 9 52 9 9 22 9 9 22 9 190

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、(株)総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①上矢作町横通

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：宮ヶ洞（島浄水場）		水源種別：表流水													採水の場所：上矢作町島	
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由	
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	新規項目のため省略不可	
21 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
33 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
34 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
35 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
36 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
37 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
38 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
41 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
42 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため	
44 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため	
45 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
46 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
47 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
		項目数	9	22	9	9	52	9	9	22	9	9	22	9	190	

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに水道水質モニター1名に委託）

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：井沢川（漆原浄水場）		水源種別：表流水		採水の場所：上矢作町漆原												
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由	
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	新規項目のため省略不可	
21 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
33 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
34 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
35 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
36 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
37 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
38 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
41 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
42 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため	
44 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため	
45 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
46 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
47 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
項目数		9	22	9	9	52	9	9	22	9	9	22	9	190		

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①上矢作町漆原（一号組）

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：東木の実川（木の実浄水場）水源種別：表流水

採水の場所：上矢作町木の実

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	新規項目のため省略不可
21 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
33 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
35 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
36 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
38 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
41 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため
44 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため
45 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
46 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
47 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 22 9 9 52 9 9 22 9 9 22 9 190

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①上矢作町木の実

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：増沢川（下原田浄水場）		水源種別：表流水													採水の場所：上矢作町下	
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由	
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	新規項目のため省略不可	
21 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
33 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
34 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
35 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
36 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
37 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
38 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
41 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
42 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため	
44 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため	
45 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
46 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
47 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
		項目数	9	22	9	9	52	9	9	22	9	9	22	9	190	

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①上矢作町下

2026年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岩名沢（宇連浄水場）		水源種別：表流水												採水の場所：上矢作町飯田洞宇連		
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由	
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	新規項目のため省略不可	
21 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
33 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
34 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
35 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
36 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
37 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
38 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
41 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
42 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため	
44 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため	
45 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
46 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
47 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
項目数		9	22	9	9	52	9	9	22	9	9	22	9	190		

水質検査委託内容・委託機関名称  
水道法第20条の登録機関に委託（2025年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①上矢作町飯田洞宇連

## 2026年度 水道水質検査等計画

## 1 定期検査 (別表1 総括表)

市町村名 ( 恵那市 )

区分	上水道		簡易水道		専用水道		飲料水供給施設		その他		合計	
	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所
施設数	31		0		0		0		0			
水源の数又はヶ所数	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
水質基準項目	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水
1 一般細菌	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
2 大腸菌	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
3 カドミウム及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
4 水銀及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
5 セレン及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
6 鉛及びその化合物	30	34	0	0	0	0	0	0	0	0	30	34
7 ヒ素及びその化合物	30	45	0	0	0	0	0	0	0	0	30	45
8 六価クロム化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
9 亜硝酸態窒素	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	30	124	0	0	0	0	0	0	0	0	30	124
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
12 フッ素及びその化合物	30	48	0	0	0	0	0	0	0	0	30	48
13 ホウ素及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
14 四塩化炭素	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
15 1・4-ジオキサン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
17 ジクロロメタン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
18 テトラクロロエチレン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
19 トリクロロエチレン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	30	115	0	0	0	0	0	0	0	0	30	115
21 ベンゼン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
22 塩素酸	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
23 クロロ酢酸	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
24 クロロホルム	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
25 ジクロロ酢酸	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
26 ジブロモクロロメタン	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
27 臭素酸	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
28 総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
29 トリクロロ酢酸	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
30 ブロモジクロロメタン	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
31 ブロモホルム	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
32 ホルムアルデヒド	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
33 亜鉛及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
34 アルミニウム及びその化合物	30	34	0	0	0	0	0	0	0	0	30	34
35 鉄及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
36 銅及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
37 ナトリウム及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
38 マンガン及びその化合物	30	42	0	0	0	0	0	0	0	0	30	42
39 塩化物イオン	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
40 カルシウム、マグネシウム等	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
41 蒸発残留物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
42 陰イオン界面活性剤 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール (別名 ジェオスマン)	30	42	0	0	0	0	0	0	0	0	30	42
43 1・2・7-トリメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール (別名 2-メチルイソボルネオール)	30	42	0	0	0	0	0	0	0	0	30	42
44 非イオン界面活性剤	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
45 フェノール類	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
46 有機物 (全有機炭素 (TOC) の)	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
47 pH値	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
48 味	0	372	0	0	0	0	0	0	0	0	0	372
49 臭気	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
50 色度	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
51 濁度	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
延べ検査項目回数	1200	5951	0	0	0	0	0	0	0	0	1200	5951
備考												



2026年度 水道水質検査等計画

※その浄水場等での年間検査回数を記入  
 ※農薬類は、27の次に、別添2の番号と農薬名を記入する  
 ※水質管理目標設定項目以外の項目は、農薬類の次に項目名を記入する。

2 定期検査（水質基準項目以外の項目に係るもの：別表2）

( )

区分	上水道		上水道		上水道		上水道		上水道		上水道												合計		
	水道名称	浄水場等名称	採水地点名称	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源		ヶ所	
水道名称	恵那市上水道	恵那市上水道	恵那市上水道	恵那市上水道	恵那市上水道	恵那市上水道	恵那市上水道	恵那市上水道	恵那市上水道	恵那市上水道	恵那市上水道														
浄水場等名称	大崎浄水場	飯地浄水場	石原田浄水場	矢請浄水場	静波浄水場	横通浄水場																			
採水地点名称	大崎配水系統	杉之沢配水系統	石原田配水系統	矢請配水系統	門野配水系統	阿妻配水系統																			
水源の数又はヶ所数	1	1	1	1	1	1																			
水質検査項目名	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	
1 アンチモン及びその化合物	1																						1	0	
2 ウラン及びその化合物	1																							1	0
3 ニッケル及びその化合物	1																							1	0
4 亜硝酸態窒素																								0	0
5 1,2-ジクロロエタン	1																							1	0
6 トランス-1,2-ジクロロエチレン (欠番)																								0	0
7 1,1,2-トリクロロエタン (欠番)																								0	0
8 トルエン	1																							1	0
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1																							1	0
10 亜塩素酸																								0	0
11 (欠番)																								0	0
12 二酸化塩素																								0	0
13 ジクロロアセトニトリル		1																						0	1
14 抱水クロラール		1																						0	1
15 農薬類																								0	0
16 残留塩素																								0	0
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)																								0	0
18 マンガン及びその化合物																								0	0
19 遊離炭酸	1																							1	0
20 1,1,1-トリクロロエタン	1																							1	0
21 メチル-tert-ブチルエーテル	1																							1	0
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1																							1	0
23 臭気強度(TON)	1																							1	0
24 蒸発残留物																								0	0
25 濁度																								0	0
26 pH値																								0	0
27 腐食性(ランゲリア指数)	1																							1	0
28 従属栄養細菌	1																							1	0
29 1,1-ジクロロエチレン	1																							1	0
30 アルミニウム及びその化合物																								0	0
31 PFOS及びPFOA	1																							1	0
1 チウラム		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		0	6
2 シマジン(CAT)																								0	0
3 チオベンガルブ																								0	0
4 1,3-ジクロロプロペン(D-D)																								0	0
5 イソキサチオン																								0	0
6 ダイアジノン																								0	0
7 フェニトロチオン(MEP)		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		0	6
8 イソプロチオラン(IPT)		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		0	6
9 クロロタロニル(TPN)																								0	0
10 プロピザミド																								0	0
11 ジクロロボス(DDVP)																								0	0
12 フェノルガルブ(BPMC)		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		0	6
13 クロロニトロフェン(CNP)：失効農薬																								0	0
14 CNP-アミノ体																								0	0
15 イプロベンホス(IBP)																								0	0
16 EPN																								0	0
17 ベンダゾン		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		0	6
18 カルボフラン(カルボスルファン代謝物)		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		0	6
19 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)																								0	0
20 トリクロピル																								0	0
21 アセフェート		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		0	6
22 イソフェンホス																								0	0
23 クロルピリホス																								0	0
24 トリクロロホン(DEP)		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		0	6
延べ検査項目回数	15	10	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	15	50
備考																									

※区分の欄は、「上水道」、「間水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であって、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期の水

2026年度 水道水質検査等計画

※その浄水場等での年間検査回数を記入

2 定期検査（水質基準項目以外の項目に係るもの：別表2 追加分）

( )

区分	上水道		上水道		上水道		上水道		上水道		上水道										合計		
	水道名称	浄水場等名称	採水地点名称	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所
	恵那市上水道	大崎浄水場	大崎配水系統																				
	恵那市上水道	飯地浄水場	杉之沢配水系統																				
	恵那市上水道	石原田浄水場	石原田配水系統																				
	恵那市上水道	矢請浄水場	矢請配水系統																				
	恵那市上水道	静波浄水場	門野配水系統																				
	恵那市上水道	横通浄水場	阿妻配水系統																				
25	ピリダフェンチオン																					0	0
26	イブロジオン																					0	0
27	エトリジアゾール(エクロメゾール)																					0	0
28	オキシシン銅																					0	0
29	キャブタン																					0	0
30	クロロネブ																					0	0
31	トルクロホスメチル																					0	0
32	フルトラニル		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	0	6
33	ペンシクロン																					0	0
34	メタラキシル																					0	0
35	メプロニル																					0	0
36	アシュラム																					0	0
37	ジチオピル																					0	0
38	テルブカルブ(MBPMC)：失効農薬																					0	0
39	ナプロバミド																					0	0
40	ピリブチカルブ																					0	0
41	ブタミホス																					0	0
42	ベンスリド(SAP)																					0	0
43	ベンフルラリン(ベスロジン)																					0	0
44	ペンディメタリン																					0	0
45	メコプロップ(MCPP)																					0	0
46	メチルダイイムロン																					0	0
47	アラクロール																					0	0
48	カルバリル(NAC)																					0	0
49	エディフェンホス(エジフェンホス、EDDP)		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	0	6
50	ピロキロン		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	0	6
51	フサライド		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	0	6
52	メフェナセット		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	0	6
53	プレチラクロール		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	0	6
54	イソプロカルブ(MICP)																					0	0
55	チオファネートメチル																					0	0
56	テニルクロール																					0	0
57	メチダチオン(DMTP)																					0	0
58	カルプロパミド		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	0	6
59	ブロモブチド																					0	0
60	モリネート		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	0	6
61	プロシミドン																					0	0
62	アニロホス																					0	0
63	アトラジン																					0	0
64	ダラポン		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	0	6
65	ジクロベニル(DBN)																					0	0
66	ジメトエート																					0	0
67	ジクワット		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	0	6
68	ジウロン(DCMU)																					0	0
69	エンドスルファン(エンドスルファート、ベンゾエート)																					0	0
70	エトフェンプロックス																					0	0
71	ファンチオン(MPP)		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	0	6
72	グリオサート		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	0	6
73	マラソン(マラチオン)																					0	0
74	メソミル		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	0	6
延べ検査項目回数		0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	78
備考																							

※区分の欄は、「上水道」、「間水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であって、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期の水

